



7月10日～8月9日は
部落解放月間です

部落解放月間は、「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の昭和45年に制定しました。

毎年7月10日～8月9日の期間中、県、関係機関と連携しながら一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解し、認識を深めるよう、講演会などの啓発事業を行っています。

本町では大正12年7月、全国水平社の委員長を招き講演会を開催した日を水平社運動の開始としており、部落差別解消に向けた闘いを始めて今年で100年を迎えます。また、同和对策特別措置法施行を受け、同和行政・同和教育を積極的に取り組んで50余年という節目を迎えており、新たな一歩を踏み出すための記念講演会を開催します。

～水平社智頭支部結成 100 周年 & 智頭町同和行政・同和教育 50 年～

「記念講演会」

日時 7月12日(水) 午後6時30分～

場所 智頭町総合センター

講師 近畿大学教授・部落解放同盟中央本部副委員長
北口 末広さん

演題 「激変する社会と今後の同和行政・教育啓発のあり方」



問合せ先 役場総務課 ☎75-4111

＼令和6年4月開校／

県立まなびの森学園(夜間中学)学校説明会

キャラバンin智頭町

鳥取県立まなびの森学園ってどんな学校？

鳥取県にこれまでにない形の公立の中学校です。鳥取市湖山町北にある鳥取県教育センターに設置されます。週5日、1日4時間の授業を行い、中学校までの学び直しができる夜間の学校です。国語など9教科のほか、修学旅行などの学校行事もあります。

卒業までの期間は基本的に3年間ですが、一人ひとりの学びの状況により異なることがあります。卒業すると中学校卒業資格を取得できます。

令和6年4月 入学の対象になる人は？

- ・令和6年4月1日時点で鳥取県に在住している15歳以上の人。国籍は問いません。
- ・次のいずれかにあてはまる人
 - ◇十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人
 - ◇小中学校を卒業していない人
 - ◇十分に小中学校の教育を受けられなかった外国籍の人

お金はかかるの？

授業料や教科書代は無料です。制服、指定の体操服等はなく、購入する必要はありません。

募集開始は令和5年10月2日からです。興味のある人は学校説明会にぜひ参加ください。

【日時】 7月26日(水)
午後7時～

【場所】 総合センター
情報交流室

【主催】 鳥取県教育委員会
【夜間中学についての問合せ先】
県教育委員会事務局小中学校課
県立夜間中学設置準備室
電話 0857-26-7500

問合せ先 教育課(総合センター内) ☎75-3113